

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（建築安全課）

一 趣旨

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正により、特定行政庁の許可による特例に「高さ制限の緩和」が追加されたこと等から行う改正

二 内容

- (一) 高さ制限の緩和が追加されたことに伴う、高さに関する特例の許可の申請に対する審査事務の追加
- (二) 要除却認定マンションの再生手法に「更新」が追加されたこと等に伴う、名称等の改正
- (三) 規定の整備

三 施行期日

令和八年四月一日